

○一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準の運用について

令和8年3月13日

道本運試第4452号（運管合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしについては、「一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準の運用について」（令7. 3. 17道本運試第4195号（運管合同）。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり「一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準を踏まえた具体的対応要領」を定め、令和8年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準を踏まえた具体的対応要領

第1 基本的対応要領

- 1 運転免許の申請において、道路交通法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項に規定する質問票を受理した場合は、回答された内容に応じて下記のとおり個別に聴取（以下「個別聴取」という。）を行うこと。

なお、道路交通法第101条の5に規定する報告書についても、質問票に準じて対応すること。

(1) 質問票等の内容

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う病状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

(2) 個別聴取の要領

ア 個別聴取を行う必要がない者

質問票等の5つの質問全てについて、回答欄の「いいえ」にチェックを記入した者とする。

イ 個別聴取を行う必要がある者

質問票等の5つの回答欄のうち、1項目以上「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。この場合は、病名等を特定するため記載理由を聴取し、以後の対応は第2の「病気ごとの具体的対応要領」に基づいて行うものとする。

ウ 留意事項

質問票等の1から想定される病気は、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、脳卒中等、2から想定される病気は、てんかん、脳卒中等、質問3から想定される病気は、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等、4から想定される病気は、アルコールの中毒者等、5から想定される病気は、その他の病気（統合失調症、認知症、1から4に想定される病気を含む。）であるが、これら以外の病気である可能性や病気以外の原因である可能性にも留意すること。

2 留意事項

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）申請時に、過去に病気等を理由として免許の拒否又は取消しの処分を受けた者が、免許の再取得を申請している場合は、その者に対して個別聴取を行うこと。
- (2) 質問票の質問に対する回答から免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）の事由に該当する全ての場合を把握することは困難であることから、

免許の申請時又は運転免許証若しくは免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）時に申請者の表情、言動等から免許の拒否等の事由に該当する可能性があるとする場合は、個別聴取を行うこと。

第2 病気ごとの具体的対応要領

- 1 統合失調症、そううつ病等の精神障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の2の3第1項並びに第3項第1号及び第3号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。

- (2) 申請者への対応

主治医の診断書の任意による提出、適性検査受検命令、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）により対応することとする。

- (3) 留意事項

質問票等の5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなくても、申請者の表情、言動等から、統合失調症、そううつ病等に該当すると疑う理由があるときは、積極的に声掛けを行って確認するなど適切な対応をとること。

- (4) 診断書の様式

別記第1号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、診断書記載ガイドライン（別紙4）を併せて交付するものとする。ただし、公安委員会が免許の可否を判断するのに必要かつ十分な内容が盛り込まれている場合は、別途の様式の診断書によっても差し支えないこととする（以下2の(3)の事項、3の(3)の事項、4の(4)の事項、5の(3)の事項、6の(4)の事項、7の(3)の事項、8の(5)の事項、9(5)の事項及び10の(4)の事項において同じ。）。

- (5) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第1のとおりとする。

- (6) 交通事故を起こした者について、原因が統合失調症、そううつ病等精神障害の症状であると疑われる場合の対応

原則として、道路交通法第104条の2の3第1項に規定する免許の効力の停止処分（以下「暫定停止処分」という。）を前提に対応することとする。

- 2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1、2又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。

- (2) 申請者への対応

別表第16により対応することとする。

- (3) 診断書の様式

別記第2号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、必要に応じて診断書記載ガイドライン（別紙3）を併せて交付するものとする。

- (4) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第2のとおりとする。

(5) 一定期間後の臨時適性検査等を前提として免許を与える場合の対応

ア 臨時適性検査等を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該検査等を行わないこととする。

イ X年後（Xは1以上の整数。以下同じ。）に臨時適性検査等を受けることとされている者が、X年後が到来する前に更新日を迎え、更新日までに発作が起きず医者から運転を控えるよう助言を受けていない場合であれば、個別聴取を行うことなく更新して差し支えないこととする。ただし、更新の際に主治医の診断書を提出することなく更新した場合は、X年後に臨時適性検査等を行うこととする。

(6) 第二種免許等を取得（更新）しようとする者に対する対応

日本てんかん学会は、「てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型運転免許（以下「準中型免許」という。ただし、準中型（5 t 限定）を除く。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。ただし、中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）の適性はない。」との見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合は、免許の拒否等の対象とならない場合であっても、免許申請又は更新申請に係る再考及び申請取消制度の活用を勧めるものとする。

(7) 交通事故を起こした者について、原因がてんかんによる意識消失であると疑われる場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

3 再発性の失神（反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合。令第33条の2の3第2項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

別表第17により対応することとする。

(3) 診断書の様式

別記第3号様式とする。

(4) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第3のとおりとする。

(5) 交通事故を起こした者について、原因が再発性の失神であると疑われる場合の対応

原則として暫定停止処分を前提に対応することとする。

4 不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込んでいる場合を含む。令第33条の2の3第2項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

別表第18により対応することとする。

(3) 除細動器を植え込んでいる者への対応

除細動器を植え込んでいる者は、免許の取得等が認められた場合でも、6か月後に臨時適性検査等を受けることとしていることから、安全運転相談を終了している場合であっても、その後6か月を経過しているのであれば、臨時適性検査等を行う必要があることとなるので、免許申請時等の時点でその旨を除細動器を植え込んでいる者に説明するものとする。

(4) 診断書の様式

ア 除細動器を植え込んでいる者

別記第4号様式とする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者

(ア) 植え込み後に意識を失ったことがある場合等

植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている者を除く場合は別記第5号様式とする。

(イ) 医師から運転を控える等の助言がある場合等

植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている場合は別記第6号様式とする。

ウ その他特定の不整脈又はその他失神を原因とする者

別記第7号様式とする。

(5) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

ア 除細動器を植え込んでいる者

別表第4のとおりとする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者

別表第5・第6とする。

ウ その他の不整脈の者

別表第7のとおりとする。

(6) 一定期間後の臨時適性検査等を前提として免許を与える場合の対応

ア 除細動器を植え込んでいる者については、6か月ごとに臨時適性検査等を行うこととする。

イ 6か月後に臨時適性検査等を受けることとされている者が、臨時適性検査等を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該臨時適性検査等を行わないこととする。この場合において、6か月後の臨時適性検査等が更新時期に当たり、当該検査等を受けることとされている者が、更新の場において診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合も同様とする。

(7) 第二種免許等を取得（更新）しようとする者に対する対応

日本不整脈心電学会の見解によれば、除細動器を植え込んでいる者については、大型免許、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）及び第二種免許の適性はないとのことであるため、除細動器を植え込んでいる者がこれら免許の申請又は免許証等の更新の申請を行った場合は、免許の拒否等の対象とならない場合であっても、当面、免許申請

又は更新申請に係る再考及び申請取消制度の活用を勧めるものとする。

また、同学会は「除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性はないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められない。」との見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うものとする。

- (8) 交通事故を起こした者について、原因が不整脈である場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

- (9) C R T用ペースメーカー及びC R T-Dを植え込んだ者に対する対応

ア C R T（心臓再同期療法）用ペースメーカーを植え込んだ者については、ペースメーカーを植え込んだ者の基準に準拠すること。

イ C R T-D（除細動器機能付き心臓再同期療法）を植え込んだ者については、除細動器を植え込んだ者の基準に準拠すること。

- 5 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）のうち薬剤性低血糖症の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

- (2) 申請者への対応

無自覚性の低血糖である者に対する対応は、無自覚性の低血糖症である者に対する対応（別紙1）において判断し、別表第19により対応することとする。

- (3) 診断書の様式

ア 過去1年以内に意識消失がない者（拒否又は取消しを受けた後に再申請をする者を除く。）

別記第8号様式とする。

イ 過去1年以内に意識消失がない者（拒否又は取消しを受けた後に再申請をする者に限る。）

別記第9号様式とする。

ウ 過去1年以内に意識消失がある者

別記第10号様式とする。

- (4) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第8～第10のとおりとする。

- (5) 交通事故を起こした者について、原因が薬剤性低血糖症による意識障害であると疑われる場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

- 6 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）のうち、その他の低血糖症の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる具体的病名

ア 腫瘍性疾患（インスリノーマ（膵臓腫瘍）、間葉系腫瘍）

イ 内分泌疾患（下垂体機能不全症、副腎皮質機能不全症（アジソン病））

ウ 肝疾患（糖原病、肝癌）

エ インスリン自己免疫症候群

オ 胃切除後低血糖

カ 尿毒症に合併した低血糖等

(2) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(3) 申請者への対応

無自覚性の低血糖症である者に対する対応は、無自覚性の低血糖症である者に対する対応（別紙1）において判断し、別表第20より対応することとする。

(4) 診断書の様式

別記第11号様式とする。

(5) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第11のとおりとする。

(6) 交通事故を起こした者について、原因が薬剤性以外の低血糖による意識障害であると疑われる場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

7 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の3又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

昼間の眠気の自己評価（別紙2）において判断し、別表第21又は22により対応することとする。

(3) 診断書の様式

別記第12号様式とする。

(4) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第12のとおりとする。

(5) 交通事故を起こした者について、交通事故の原因が睡眠障害による眠気である場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

8 脳卒中（令第33条の2の3第3項第3号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 対象となる具体的病名

脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等とする。

なお、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍など自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気のほか、動脈瘤の破裂を防止するため等開頭手術を行った場合についても準用することとする。

(2) 症状に応じた対応

主な症状は、意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害、運動障害（麻痺等）、視力障害、視野障害等であるが、免許の可否の判断にあたっては、慢性化した症状又は発作により生じるおそれがある症状に区分し、慢性化した症状については、その症状が認知症や身体の障害の症状として発現することから、それぞれ認知症及び身体

の障害に係る基準で対応することとする。

(3) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1、2又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(4) 申請者への対応

別表第23により対応することとする。

(5) 診断書の様式

別記第13号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、必要に応じて診断書記載ガイドライン（別紙5）を併せて交付するものとする。

(6) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第13のとおりとする。

(7) 交通事故を起こした者について、原因が脳卒中によるものである場合の対応

治療のため一定期間入院する場合を除き、原則として暫定停止処分を前提に対応することとする。

9 認知症（道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号の2及び第103条第1項第1号の2関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

医師から免許の取得等を控えるように言われている原因等について質問を行い、申請者がこれに対して意味不明の言動をするなど、認知症に該当すると疑う理由がある場合は、主治医の診断書の提出又は臨時適性検査等により対応することとする。

(3) 75歳以上の免許保有者

認知機能検査及び臨時認知機能検査の結果、第1分類と判定された者については、臨時適性検査等より対応することとする。

(4) 留意事項

質問票等の5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなくても、申請者の表情、言動等から認知症に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査等を行うなど適切な対応をとること。

(5) 診断書の様式

別記第14号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、診断書記載ガイドライン（別紙6）を併せて交付するものとする。

(6) 主治医の診断書及び臨時適性検査等を踏まえた判断基準

別表第14のとおりとする。

(7) 一定期間後の臨時適性検査等を前提として免許を与える場合の対応

ア 認知症ではないものの認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある者に対しては、原則として、6か月後に臨時適性検査等を行うこととする。ただし、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めて臨時適性検査等を行う必

要があると認めるときは、この限りでない（長期の場合にあつては、最長でも1年とする。）。

イ 臨時適性検査等を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該検査等を行わないこととする。

ウ 免許証等の更新の場合において診断書を提出し、公安委員会が当該診断書により判断できる場合には、臨時適性検査等を行わないこととする。

(8) 交通事故を起こした者について、原因が認知症であると疑われる場合の対応
原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

10 アルコールの中毒者（道路交通法第90条第1項第2号及び第103条第1項第3号関係）
の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の4又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

医師から免許の取得等を控えるように言われている原因等について質問を行い、申請者がこれに対してアルコール依存症を疑わせる言動をするなど、アルコール依存症に該当すると疑う理由がある場合は、主治医の診断書又は臨時適性検査等による対応を行うこととする。

(3) 留意事項

質問票等の4又は5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなくても、申請者の表情、言動等からアルコール依存症に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査等を行うなど適切な対応をとること。

(4) 診断書の様式

別記第15号様式とする。

(5) 主治医の診断書及び臨時適性検査等の結果を踏まえた判断基準

別表第15のとおりにする。

(6) 交通事故を起こした者について、原因がアルコール依存症であると疑われる場合の対応
原則として、暫定停止処分を前提に対応することとなる。

※別表等は省略